

二級建築士・木造建築士の登録等について

免許証の交付には、申請から通常3か月程度（申請内容の審査、確認等の状況によってはそれ以上）かかりますのでご了承ください。

令和4年3月末までに交付を希望される場合は、令和4年1月11日（火）までに申請をお願いします。期限以降に申請した場合や期限内に申請した場合であっても申請内容の審査、確認等の状況により、5月以降の交付となる場合がありますのでご承知おきください。

令和3年12月1日 改訂版
香川県土木部建築指導課

受付窓口

○二級建築士・木造建築士の登録は香川県が行いますが、申請書等の受付事務及び免許証の交付事務は一般社団法人香川県建築士会で行っています。

○申請・届出は原則として本人が行ってください。本人であることを証明する書類（運転免許証等）の提示をお願いします。

一般社団法人香川県建築士会

高松市天神前 6-34 村瀬ビル 2 階 電話 087-833-5377

受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00（土日祝日、年末年始等を除く）

I 免許申請について

1) 準備するもの

	項目	入手先等
1	申請様式 申請書・写真票・ 住所等届 ※実務経歴書及び実 務経歴証明書	香川県建築指導課ホームページからダウンロード又は一般社団法人香川県建築士会で受け取ってください。 ※については、添付を省略できる場合があります。 2) 申請時に必要な書類 を参照してください。
2	指定科目を修めて 卒業したことを証 明する書類等	添付を省略できる場合がありますので、2) 申請時に必要な書類 を参照してください。
3	写真2枚	申請前6か月以内に撮影した無帽・無背景で縦4.5cm横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を2枚（同じもの）。裏面に氏名・撮影年月日を記載のこと。本人が確認できる鮮明な写真（証明用写真として撮影されたものにしてください。自身でプリントする場合は写真専用用紙を使用したものに限ります。）
4	本籍の記載のある 住民票の写し	住所地の市区町村役場。発行後6か月以内のもので、 マイナンバーの記載の無いもの。
5	香川県収入証紙	24,400円分 を証紙売りさばき所で購入してください。
6	合格通知書	公益財団法人建築技術教育普及センターから郵送されたはがき

2) 申請時に必要な書類

①二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）

※令和3年4月1日から様式を変更しています。

様式をダウンロードし印刷する場合は、必ず両面で印刷してください。

片面2枚で提出された場合、受付できませんので注意してください。

写真1枚及び**24,400円**分の香川県収入証紙を所定の欄に貼りつけてください。

②実務経歴書（第1号様式の2）及び実務経歴証明書（第1号様式の3）

※令和3年4月1日から様式を変更しています。

様式をダウンロードし印刷する場合は、必ず両面で印刷してください。

片面2枚で提出された場合、受付できませんので注意してください。

それぞれ勤務先毎に作成してください。

建築士登録の要件が**建築の実務経験を7年以上有する者**の場合は、建築士試験受験の際に公益財団法人建築技術教育普及センターに提出したものと**内容が同一**である場合は添付を省略できます。

③指定科目を修めて卒業したことを証明する書類

建築士試験受験の際に公益財団法人建築技術教育普及センターに提出したものと**内容が同一**である場合は添付を省略できます。

④本籍の記載のある住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）

⑤二級・木造建築士住所等届（第10号様式）

⑥写真票（様式）

①にはり付けた写真と同じ写真を貼ってください。

はり付けた写真を免許証に転写します。

⑦合格通知書（原本を提出）

⑧本人であることを証明する書類

窓口で確認しますので運転免許証等をお持ちください。

3) 注意事項

○欠格事由の1から4に該当する方は免許が受けられません。

5に該当する方は、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付してください。

○申請書類に**不備や記載漏れ**がある場合は受付できませんので注意してください。

特に、実務経歴書及び実務経歴証明書は、正確に記載してください。**記載内容に不備や不明な点等**がある場合は、証明者等への確認や審査に時間がかかります。また、審査の結果によっては免許証の交付ができない場合がありますのでご了承ください。

※公益社団法人日本建築士会連合会ホームページの**一級建築士の「免許申請（新規登録）令和2年以降合格者」**(1)必要書類の9、10に実務経歴書等の記載要領が掲載されていますので参考にしてください。

http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/kenchikushi/toroku_R2.html

II 登録事項変更届・書換え交付申請書について

○免許証の登録事項（氏名・生年月日・性別）を変更する場合

1 概要

免許証の登録事項（氏名・生年月日・性別）に変更があった場合には変更の日から30日以内に登録事項変更届を提出してください。

氏名・生年月日の変更の場合はあわせて書換え交付申請が必要です。

2 必要な書類

①二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）

②写真票（様式）

③二級・木造建築士住所等届（第10号様式）

以上の①～③は香川県建築指導課のホームページからダウンロードするか香川県建築士会で配付を受けてください。

④本籍の記載のある住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）

⑤二級・木造建築士免許証（現在交付されているもの）原本とその写し

⑥写真2枚

・申請前6か月以内に撮影した無帽・無背景で縦4.5cm横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を2枚（同じもの）準備し、裏面に氏名・撮影年月日を記載してください。

・本人が確認できる鮮明な写真（証明用写真として撮影されたもの）にしてください。自身でプリントする場合は写真専用紙を使用したものに限りです。

・①及び②の所定の欄にはり付けてください。

⑦香川県収入証紙

5,900円分を証紙売りさばき所で購入し、①にはりつけてください。

*性別のみ変更の場合は①・③・④を提出してください。

3 注意事項

○ 現在交付されている免許証は窓口で確認後、いったんお返ししますので新免許証交付時にご持参ください。

○免許証の登録事項（氏名・生年月日・性別）を変更しない場合

1 概要

平成27年6月25日から建築士免許証に記載された事項等（定期講習履歴、顔写真等）に変更があったときは、書換え交付を申請することができます。

2 必要な書類

①二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）

②写真票（様式）

③二級・木造建築士住所等届（第10号様式）

以上の①～③は香川県建築指導課のホームページからダウンロードするか香

川県建築士会で配付を受けてください。

④二級・木造建築士免許証（現在交付されているもの）原本とその写し

⑤写真2枚

- ・申請前6か月以内に撮影した無帽・無背景で縦4.5cm横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を2枚（同じもの）準備し、裏面に氏名・撮影年月日を記載してください。
- ・本人が確認できる鮮明な写真（証明用写真として撮影されたもの）にしてください。自身でプリントする場合は写真専用紙を使用したものに限り、①及び②の所定の欄にはり付けてください。

⑥香川県収入証紙

5,900円分を証紙売りさばき所で購入し、①にはりつけてください。

3 注意事項

- 現在交付されている免許証は窓口で確認後、いったんお返ししますので新免許証交付時にご持参ください。

Ⅲ 再交付申請について

1 概要

免許証を汚損・紛失し再交付が必要な場合は再交付申請をしてください。

2 必要な書類

① 二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）

② 写真票

③ 二級・木造建築士住所等届（第10号様式）

以上の①～③は香川県建築指導課のホームページからダウンロードするか香川県建築士会で配付を受けてください。

④ 汚損した二級・木造建築士免許証

⑤ 写真2枚

- ・申請前6か月以内に撮影した無帽・無背景で縦4.5cm横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を2枚（同じもの）準備し、裏面に氏名・撮影年月日を記載してください。
- ・本人が確認できる鮮明な写真（証明用写真として撮影されたもの）にしてください。自身でプリントする場合は写真専用紙を使用したものに限り、①及び②の所定の欄にはり付けてください。

⑥ 香川県収入証紙

5,900円分を証紙売りさばき所で購入し、①にはりつけてください。

3 注意事項

平成21年4月1日申請分から携帯型の免許証に様式変更されていますが、免許証の効力は従来のA4賞状型のものと同じです。

IV 携帯型免許証への変更手続きについて

1 概要

平成21年4月1日申請分から、香川県知事が発行する二級・木造建築士免許証が携帯型に変更になりました。従来の賞状型の免許証をお持ちの方で、携帯用の免許証への書換えを希望される方は交付申請をしてください。

2 必要な書類

①二級・木造建築士免許証交付申請書（携帯型免許証への書換え申請用）

②写真票

③二級・木造建築士住所等届（第10号様式）（住所等に変更があった場合）

④二級・木造建築士免許証（現在交付されているもの）原本とその写し

⑤写真2枚

・申請前6か月以内に撮影した無帽・無背景で縦4.5cm横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を2枚（同じもの）準備し、裏面に氏名・撮影年月日を記載してください。

・本人が確認できる鮮明な写真（証明用写真として撮影されたもの）にしてください。自身でプリントする場合は写真専用用紙を使用したものに限りします。

・①及び②の所定の欄にはり付けてください。

⑥香川県収入証紙

5,900円分を証紙売りさばき所で購入し、①にはりつけてください。

3 注意事項

○ 従来のA4賞状型のものも従来どおり免許証として有効です。

○ 書換え申請をする場合、従来の免許証は原則、返却していただきます。

申請時に窓口で確認後いったんお返ししますが、新免許証の受け取り時に提出していただきます。

V 住所等届について

1 概要

住所・勤務先等に変更があった場合は提出してください。

2 必要な書類

二級・木造建築士住所等届（第10号様式）

VI 免許取消申請について

1 概要

免許の取消しを申請する場合に提出してください。

2 必要な書類

①二級・木造建築士免許取消申請書（第8号様式）

②二級・木造建築士免許証

Ⅶ 死亡届について

1 概要

二級、木造建築士が死亡した場合、その相続人は、死亡の事実を知った日から30日以内に提出してください。

2 必要な書類

- ①二級・木造建築士死亡届（第5号様式）
- ②戸籍謄本等死亡の事実を確認できる書類
- ② 二級・木造建築士免許証

Ⅷ 精神機能の障害の届について

1 概要

二級・木造建築士が精神の機能の障害を有することにより業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことできない状態となった場合、本人又はその法定代理人若しくは同居の親族はその日から30日以内に次の書類を提出してください。

2 必要な書類

- ①二級・木造建築士に係る精神機能の障害の届（第7号様式）
- ②医師の診断書（病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載したもの）
- ③二級・木造建築士免許証

Ⅸ 欠格事由該当届について

1 概要

二級・木造建築士が、禁錮以上の刑に処せられた場合や建築士法に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた場合は、本人が刑の確定の日から30日以内に次の書類を提出してください。

2 必要な書類

- ①二級、木造建築士欠格事由該当届（第6号様式）
- ②欠格事由に該当する事実を証明する書類
- ③二級・木造建築士免許証

X 失踪宣告届について

1 概要

二級・木造建築士が、失踪宣告を受けた場合、戸籍法による失踪の届出義務者は失踪宣告の日から30日以内に次の書類を提出してください。

2 必要な書類

- ① 二級・木造建築士失踪宣告届（第9号様式）
- ② 戸籍抄本
- ③ 二級・木造建築士免許証

XI 罰 則

平成19年6月20日施行の建築士法改正により、VII（死亡届）・IX（欠格事由該当届）の届出を怠った場合の罰則の規定が設けられました。（10万円以下の過料）